

2020年4月7日

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令への対応

一般社団法人 日本少額短期保険協会
協会長 渡邊 圭介

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方に対して深く哀悼の意を表します。また、現在、闘病されている皆様にお見舞い申し上げるとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます次第です。

本日、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言が東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を対象に発令されました。

日本少額短期保険協会及び加盟少額短期保険会社は、この緊急事態に際し、国民、都府県民の一員として宣言に沿った対応を遵守し感染防止に最大限の努力をしております。

外出自粛が求められる中、リモートワークの奨励等で感染リスクを減じつつ、お客様からの緊急のお申し出事項、保険金支払業務等については最優先で取り組み、可能な限りその機能の維持に努めてまいります。

どうぞ、皆様のご理解とご協力・ご支援の程お願い申し上げます。

以 上